

トンネルじん肺根絶に向けて

石田 直道

はじめに

私たちの悲願である「じん肺根絶」のたたかいは、6月18日、国と「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」を締結するという形で和解を表明し、「トンネルじん肺闘争」に新たな局面を開くこととなりました。

1997年5月に、「あやまれ、つぐなえ、なくせじん肺」をスローガンに「じん肺患者の権利救済」と「じん肺根絶」をめざした訴訟を提起して10年余りが経過しました。この間、旧鉄建公団との和解(仙台地裁、1999年7月)、ゼネコンとの和解(東京地裁、2001年2月)、そして今回の国との合意・和解と、運動史上かつてない成果を上げることができました。この力は、ひとことで言えば「原告を中心とした闘いと団結」だということがいえます。私たちはこの大きな成果を「新たな闘いの基礎」として位置づけ、国と私たちが約束したことが現場で実現され、公共工事であるトンネル工事で働く労働者がじん肺に罹患することのないよう、さらに団結を深めて奮闘します。

たたかいの経過

じん肺被害者の集団訴訟は、1979年、「長崎北松じん肺訴訟」にはじまります。複数の企業や国を相手としながら1985年頃までに筑豊や北海道を中心に全国各地で提起されました。社会問題としてマスコミにも大きく取り扱われましたが、裁判は長期に及び苦難の連続でした。この中でじん肺発生の責任は、国や企業の責任であることが司法の場で明らかにされていきます。

トンネル労働者の集団訴訟としては全国で初めての取組みとなった「四国トンネルじん肺訴訟」(1989年3月)は、それまでの「北松炭坑じん肺訴訟」をはじめとした鉱山労働者の訴訟と異なり、雇用関係が工事ごとに終了するため、

原告ひとりあたりの被告企業が多く、就労確定や責任立証に非常に多くの困難がありました。「そもそも裁判が成り立つのか」、「本当に勝てるのか」といった厳しい状況の中で弁護士と組合、原告となる組合員との度重なる話し合いの末に提訴にふみきました。周囲の支援も必ずしも十分なものとはいえませんでした。試行錯誤の末、被害の責任を「元請ゼネコンの共同不法行為＝連帯責任」にもとめるという手法をとり、徹底的に被害の実態やじん肺の恐ろしさ、就労実態を明らかにしていき、その結果、多くの犠牲をはらいましたが、その後の運動につながるさまざまな貴重な教訓を生みだしました。「四国トンネルじん肺訴訟」と連動する形で提訴した「道南じん肺訴訟」(1990年3月)もそのひとつです。

「道南じん肺訴訟」では四国の経験を生かし、たたかいの中心を原告として家族の参加を呼びかけながら企業要請や署名活動などを展開しました。四国の裁判の中で明らかにされた資料も大きな武器となりました。その結果、「時効の撤廃」の維持、「補償水準の引き上げ」と、ゼネコンはもとより、旧「鉄建公団」も和解に合意させるという形で実を結び、のちに提起される「全国トンネルじん肺補償請求団」の解決に大きな影響を与えることになりました。

1995年8月、札幌定山溪の全国大会で提案された「補償請求団」は、学習会や意思統一の準備を経て、1996年10月31日に「全国トンネルじん肺補償請求団」として結成されました。これは、これまでの「じん肺裁判」がすべて企業の責任を明確に認めており、あえて裁判という手法をとらずとも企業が補償するべきとの立場を明確にしたものでした。

結成翌日の11月1日には主なゼネコン14社と業界団体、行政に対して「じん肺を根絶せよ」、

「裁判をすることなく救済せよ」との要請行動を行い、現在のたたかひの第一歩をふみだすこととなります。

「全国トンネルじん肺補償請求団」のたたかひ

請求団のたたかひは、四国、道南での「苦渋の選択」であった「被告の責任を問わない」形での和解を乗り越えることが目標となりました。「責任を認めて謝罪すること」、「時効なく十分な補償をすること」、「じん肺を根絶すること」を求めて、「あやまれ、つぐなえ、なくせじん肺」をスローガンに企業と行政への要請行動を展開していきました。

1997年5月19日、東京をはじめ5地裁（東京、仙台、徳島、松山、高知）で先行代表訴訟を提起します。これは5地裁のうち、ひとつが解決すれば、残った地裁に連動して解決基準を作り、未提訴の請求団員の解決に結びつけるというものでしたが、その後の方針転換で請求団員が全員提訴することとなり、最終的には、23地裁・支部（※①）で原告約1,500人、弁護士約300人、被告ゼネコン約180社という大規模な裁判が係属されることになります。

「請求団闘争」の特徴は「統一弁護士と統一原告団」によるたたかひです。東京を中心とした23地裁・支部の訴訟は規模、弁論期日の回数ともに、これまでのものをはるかに上回り、その手法も、ひとつの地裁で提出された書証は全国の裁判所に提出されるという、いわばひとつの裁判を23地裁・支部の法廷で立証するという方法でゼネコンを追いつめていきました。

※①北海道（札幌）東北（仙台、郡山）関東（東京、横浜、前橋、水戸）北信越（新潟、長野、金沢、福井、岐阜）中国（広島、松江）四国（徳島、松山、高知）九州（佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）

鉄建公団との和解

旧鉄建公団とのたたかひは被告企業の中でも特別な意味を持っていました。鉄建公団は企業

とはいえ、国（旧運輸省）の管理のもとで運営されており、いわば国の責任を明らかにするというたたかひでもあったからです。

青函トンネルの工事基地となった地元から公団の残した記録フィルムを見つけ、「マスクをしていない」映像や企業の資料から同様の写真を探し出す等、決定的な証拠をつかむなどの成果を上げていきます。また、「道南じん肺」での資料から粉じん測定記録の「K値の矛盾」や、すでに「解決済みの主張」を指摘して退けるなどして追いつめていきます。

運動では「全国鉄建公団総裁宛10万署名」を皮切りに「議会決議・意見書採択」の運動を展開しました。この議会決議に向けた取組みは、「細倉じん肺訴訟」の経験から学んだものでした。当初は議会も「民事訴訟には関せず」の対応をしていましたが、山形県での「北海道・東北議長会議」での「国にじん肺被災者の救済を求める」旨の決議を元に一気にひろがり、最終的には東北六県で、議会と98%の自治体の意見書が国にあがるという成果となります。同時に、これが政党の枠を超えた運動ともなり、1999年6月の公団本社への要請行動には地元の保守系議員も参加するという状況を生みだし、同年7月15日に、提訴から2年2ヵ月という短期間で和解をむかえることになりました。

仙台地裁では、当時の集団訴訟としては最高水準での解決金を獲得することとなり、その後のゼネコン和解の基準をつくることになります。また、実質的に国である公団が責任を認め、「弔意と見舞い」という形で謝罪を表明したことは、その後の本格的に展開されるゼネコンとのたたかひにとって大きな武器となり、励ましとなりました。

ゼネコンとの和解

鉄建公団との勝利和解を手にし、ゼネコンとのたたかひを展開する中で、「法廷内の取組み」と「法廷外の取組み」という形でそれぞれの役割を明確にしながらさまざまな運動を全国的に強めていきます。県をはじめとする自治体や行政などに「早期解決」の働きかけを求めると

国際・国内動向

もに、大手ゼネコン5社宛の「50万署名」、「議会決議・意見書採択」、または首長をはじめとする議員署名、映画「人として生きる」の制作・上映運動と、世論を高めるための取組みを強めていきました。

ゼネコンは「発注者（国）の定めた通りに施工し、防じん対策も法に基づいて行っている」、と一貫して主張し一切責任を認めようとしませんでした。各地で弁論が重ねられ、防じん対策の不十分な実態が明らかになっていくにともない、今度は「平成年代は万全」として平成年代の（と、今後予想される原告に対する）賠償責任を逃れようとしたが、大手ゼネコン自らが主張した平成年代の代表現場での証人尋問で、それまでと変わらない、不十分な粉じん防止対策防の実態を司法の場にさらす結果となりました。

東京地裁の判決

東京地裁では裁判長が4度もかわり、被告側の「時効は最高裁でも認められている」、「個別の主張、立証もしたい」との主張に「考慮したい」との態度を示し、きわめて厳しい状況の中で終盤を迎えました。弁護団は、7地裁（東京、仙台、新潟、前橋、金沢、宮崎、長野）で、ゼネコンの責任立証に全力をあげ、それまでに積み重ねられた証拠と、責任論についての主尋問・反対尋問を重ね、世論の高まりを背景に粘り強く追及し、解決を迫ります。直前に前橋地裁での「和解勧告」（内容は仙台地裁を維持）を実現し、徳島、長野と続き、東京地裁に対して、仙台地裁での基準を上回る内容での和解をせまっています。

この間、私たちは、毎月全国から原告、支援者を東京に集結して、ゼネコン要請や社前宣伝、集会を行い、署名を積み上げるという行動をくり返しました。原告本人や家族による直筆の手紙を送る運動も徹底しました。最後には、「和解するからもう会社にこないでくれ」とゼネコンにいわしめる状況にまで迫りつめ、要請行動や署名活動により重点を置いた行動が強められていきます。

2000年12月26日、労働省（当時）は、トンネル工事にあたって粉じん発散を抑制するために事業者が守るべき事項を示した「隧道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を各都道府県の労働基準局長に発出しました。私たちの運動の成果ともいえるこの通達は、東京地裁の決断を大きく前進させることになりました。

2001年2月15日、東京地裁で「和解勧告」が言いわたされました。東京地裁での和解は、その後各地裁の判断に踏襲され、その内容も「公団基準を維持（和解金額）」「時効差別なし」「弔慰と見舞いの表明」「じん肺根絶に向けた企業の決意」が示されました。画期的だったのは、「今後同様の争いがあった場合には新しい補償制度ができるまで現在の和解水準で救済されるべきである。」との判断を示したことです。これによって、私たちの要求のひとつである「基金制度の創設」に実現の可能性を残すことができたとともに、こののち、提訴した仲間が就労確定だけで救済されることになったのです。

また、「じん肺根絶」についても、元請け企業の責任はもちろんのこと、発注者（国土交通省や自治体）へ積算の見直しを含むじん肺防止対策への配慮や、監督官庁への省令の見直しをうながす管理監督の徹底など、国、行政に対しても、これまでの姿勢を改めなければじん肺はなくなる、と国の責任がきわめて重いことを示す所見が「和解条項前文」に示されたことも非常に大きな成果でした。これらが、現在たたかっている「じん肺根絶闘争」の基軸になっているのです。

「全国トンネルじん肺根絶訴訟」のたたかい

私たちは、「あやまれ、つぐなえ、なくせじん肺」をスローガンに掲げてたたかった「全国トンネルじん肺補償請求団」が勝取った成果をひきつぎ、じん肺の根絶と裁判手続きなしに救済されるシステム（ADR＝裁判外紛争処理制度とじん肺補償基金）の創設という残された課題を実現するために、国を被告として提訴することを決意します。

2002年11月22日、東京地裁を皮切りに、全国11地裁（札幌、仙台、新潟、長野、金沢、松江、広島、松山、徳島、熊本）で、トンネルじん肺に向けた新たなたたかいにふみだしました。東京地裁では、請求団としてゼネコンを相手にたたかい和解した原告が再び原告となって国を提訴し、他の10地裁では国とゼネコンを被告とする新たな原告と国を被告とする元原告が裁判を起こすという、今までに例のないたたかいになりました。原告が所属する組合（建交労）が「じん肺根絶闘争本部」を設置し、体制を強化しながら運動を強めていきます。

「権利補償闘争」から「制度政策闘争」へ

原告となっている組合員は、戦後復興期から高度経済成長期を中心に全国各地で鉄道、道路トンネルをはじめとして、ダム建設関連の水路トンネル等の建設に従事してきた元トンネル坑夫と遺族で総員969名です。

法廷では原告・遺族による被害と就労実態の陳述、学者による国のじん肺発生責任、発注者としての国の安全配慮義務違反について、判例を軸にした証言や、当時の国の現場責任者による証人尋問、元請ゼネコンの現場監督による証人尋問、被害ビデオの上映などでじん肺被害の重大性と深刻さを裁判官に訴えました。

組合は、「じん肺根絶」のたたかいを法廷での取り組みと合わせて、トンネル建設現場における作業環境の整備や、制度、政策の改善要求をかけた、「なくせじん肺全国キャラバン」行動に取組み、「じん肺根絶100万署名」、じん肺映画「人として生きる」の全国上映、国会議員賛同署名、自治体首長賛同署名、議会の意見書採択、市民集会、「裁判官宛50万署名」など、あらゆる取組みを展開し、世論に訴え、じん肺の被害と国の責任を明らかにしてきました。

原告団は「じん肺根絶」の大きな目標をかかげ、その責任を使用者であるゼネコンはもとより、トンネル工事の大半が公共事業であることから発注者である国に、その責任と抜本的な予防対策を要求してたたかってきています。具体

的な対策を「トンネルじん肺全面解決要求書」（2006年6月）にまとめあげて示したことは、自治体要請行動、議員連盟設置の働きかけにじん肺根絶の方向性を示すものになりました。

法廷では、被告ゼネコンは責任を争うことなく原告らの就労事実を確認し、被害補償を行うことで国とは分離され和解解決がはかられてきています。国を被告とした裁判においては、5地裁（熊本、東京、仙台、徳島、松山）でいずれも原告勝訴の判断が示されました。5度にわたって国の責任を厳しく断罪した判決が下されたことによって、司法の場においてトンネルじん肺防止対策の不備について国に重大な責任があることが動かしがたいものとなりました。一連のマスコミ報道は「国は他の地裁判決や控訴した訴訟の控訴審判決を待つより、じん肺患者の救済に全力を挙げることを優先すべき」と解決を先延ばしする国への批判を掲載しています。しかし判決を不服とした国は、不当にも控訴しました。私たちは高裁にたたかいの場を準備（相控訴）しながら、5地裁判決をもとに、これまでの組合、原告、原告家族らの運動で築いた、衆・参国会議員の74%にあたる529名の賛同署名や101万の署名、過半数を超える26の県議会決議などを武器に政治解決を迫り、与党内に対策チーム（自民党議員連盟、公明党プロジェクトチーム）を確立させてきました。

特に、徳島地裁判決時（3月28日）に行われた国会議院会館内での集会に、6党代表、議員、代理あわせて37名が参加し、各党代表から「早急に政治の場面で解決」との発言が相次ぎ、闘争本部としても、6月までの解決を目指した取組みが確認されました。司法の場、政治解決両面での働きかけの結果、ついに6月18日、国との間で「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」がとりかわされ、その合意書にもとづいた和解解決が6月20日、東京高裁ではかられました。今後、同じ内容で高裁での和解がはかられることとあわせて、その後、各地裁の解決がはかられ、本年7月中にすべての裁判所で国と和解成立することになりました。

国際・国内動向

国は、本合意書において、①原告じん肺患者や遺族に「謝罪」し、②トンネル工事における粉じん対策について私たちの意見を聞く場を設けると約束するとともに、③全国トンネルじん肺根絶訴訟を真摯に受けとめ、今後とも、労働安全対策を推進する任務を踏まえ、じん肺対策の実施に努める、④粉じん障害防止規則を改正し、⑤粉じん測定等を本年度中に事業者に義務付けること、⑥トンネル工事の長時間労働を改善するため、労働基準法32条を踏まえ、土木工事積算基準の見直しを検討すること等を約束しました。

これはトンネルじん肺の根絶へ向けて大きく一步を踏み出す道筋をつけたものと、高く評価をすることができます。そして、私たちは、国が私たちの要求を基本的に受け入れたことで、国を被告とする根絶訴訟では国に対する請求を放棄することを約束しました。ただし、ゼネコンとの訴訟は継続して係争中です。

被災者救済制度の確立と

じん肺根絶にむけた今後の課題

四国トンネルじん肺訴訟から20年、当初は、被害救済どころか、「訴訟そのものが成り立つのか」というところから始まりましたが、根絶闘争においては国を被告に大きな成果を上げ、これからのたたかいに対する大きな武器を手にすることができました。トンネルじん肺のたたかいは、原告組合員を中心にした取り組みで世論を味方に大きく前進し、原告のみならず、多くの支援者とともにその成果を共有することができました。

今回、国との和解に至った前提には、5地裁での勝利判決があったことが上げられます。いずれの地裁でも「国の規制権限不行使」が認められたことです。同時に地裁での勝利判決を引き出すために、労働組合が先頭になってたたかってきたことです。根絶闘争において国のみを被告とした原告は、訴訟上、損害賠償として提訴していますが、一切の利益もなく、いわば「人のため、世のため」のたたかいを先頭に立って

奮闘したという事実は銘記しておかなければならないと思います

根絶闘争の原告となっている969名のうち約半数（468名）は補償請求団闘争の原告であり、加害企業との間で被害補償については決着しているにもかかわらず、「トンネル建設工事現場からじん肺患者を出してはいけない」と、じん肺根絶を願い請求団闘争で掲げたスローガンの旗を下ろすことなく、被害者救済制度の創設とじん肺の発生しない就労現場の確立を追求し、たたかってきました。トンネル坑夫として働いた彼らは、「移動時間を3分の1にした」と表現するように大きな誇りを持っています。そうした国土開発の最前線で働いた彼らがその代償として受け取ったものが不治の病「じん肺」とは、許されるべきものでなく、国は真摯に原告等との和解条項を早急に履行する責任があります。同時に、国は、「被害者救済制度の創設」と今後トンネル建設現場からじん肺患者を一人も出さないとする「抜本的な施策」を早急に確立すべきです。

今後、国との間で協議の場が設けられていきます。国に具体的政策を提起するためにも、専門政策チームを弁護団とともに立ち上げ、学習、検討を重ねていきます。また、私たちは、そうした救済制度創設の運動とあわせて、劣悪な就労現場で働く仲間安全で安心な就労場所の確立を呼びかけ、現場での労働組合の立ち上げを積極的に援助する方向を示す働きかけを強めていくこととします。

さらには、トンネル建設現場から悲惨なじん肺患者を再び発生させない取り組みを国内の関係団体と連携し、また国際連携をも強めながら、ILO、WHOが提唱しているように2015年までには、「じん肺根絶」が実現可能なものであることを確信し、より運動を強化していきたいと考えています。

(いしだ なおみち・建交労・)

全国トンネルじん肺根絶闘争本部事務局長)